

令和4年11月18日判決言渡・同日原本領收 裁判所書記官

令和3年(ワ)第23261号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和4年10月14日

判 決

5

原 告 宮 城 史 門

同訴訟代理人弁護士 玉 真 聰 志

被 告 清水直子こと関口直子

同訴訟代理人弁護士 井 上 幸 夫

同 平 井 康 太

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

15 第1 請求

被告は、原告に対し、380万円及びこれに対する令和3年10月13日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告がツイッター上に記事を投稿したことによって名誉を侵害されたと主張して、損害賠償を求める事案である。

1 前提事実（各項目の末尾に証拠番号等を記載したもの以外は、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

ア 被告は、ユーザー名を「@shimizunaoko」とするツイッターアカウント（以下「本件アカウント」という。）を保有し、令和2年こ

20

ろ、本件アカウントにおいて、労働組合であるプレカリアートユニオン（以下「プレカリ」という。）の執行委員長との肩書で、情報発信をしていた（甲2の1及び弁論の全趣旨）。

イ 原告は、プレカリの組合員であったが、プレカリと紛争状態となり、令和2年9月22日、プレカリから、同月12日付で原告を除名するとの決定をした旨を通知された（乙3）。

（2）被告は、令和2年12月12日から令和3年1月21日まで、別紙のとおり、本件アカウントにおいて、原告の名称を表示した上で、原告を対象とする76件の記事を投稿した（以下総称して「本件各投稿」といい、個別にいうときは、同別紙記載の番号を付して「本件投稿1」のようにいう。また、本件各投稿において投稿された記事につき、対応する投稿の番号を付して「本件記事1」のようにいう。）。

2 争点及びこれについての当事者の主張

（1）本件投稿1ないし12、21ないし46、61（以下「本件投稿Aグループ」という。）が、原告の社会的評価を低下させる意見ないし論評の表明として、違法であるか。

（原告の主張）

被告は、本件投稿Aグループに係る各記事において、原告が困難、すなわち、物事をなすのが非常に難しい人物であり、また、自己を客観視できない人物である旨の一方的な評価を示した。これは、原告が自己を客観視できない独善的な人物であり、その結果、自身が解決すべき課題をいつまでも解決できない人物であると評価付けするものであり、原告の人間性を否定する内容である。

また、本件投稿Aグループに係る各記事において、「DMUと前田史門（宮城史門）氏らによるデマと名誉毀損について 背景には困難な仲間による過剰な居場所化も」との表題のプレカリによるブログ（以下「本件ブログ」

という。)のリンクが、上記表題が見える形で貼られており、これは、被告において、原告が被告に対するデマや名誉毀損行為に執拗にこだわり続ける旨のレッテル貼りを繰り返すものである。

よって、本件投稿Aグループは、いずれも原告の社会的評価を低下させる意見論評の表明である。

5 (被告の主張)

次のとおり、本件投稿Aグループは、原告の社会的評価を低下させるものではなく、違法ではない。

ア 本件投稿Aグループに係る各記事には、原告が主張するような記載をした部分はない。また、被告の意見を述べるものであって、具体的な事実を述べたものではなく、原告の社会的評価を低下させるものではない。なお、本件投稿Aグループが、人身攻撃に及ぶなどの意見ないし論評としての域を逸脱するものではない。

イ 本件投稿Aグループは、原告が被告ないしプレカリを誹謗中傷し、攻撃する投稿をし、これに対して方法及び内容において適当と認められる範囲で穏当な表現を用いて反論する投稿を行ったものである。

(2) 本件投稿13ないし20、47ないし60、62ないし76(以下「本件投稿Bグループ」という。)が、原告の社会的評価を低下させる意見ないし論評の表明として、違法であるか。

20 (原告の主張)

被告は、本件投稿Bグループに係る記事において、原告がアウティング(LGBT又はLGBTQ+に関し、対象者本人の了解を得ずに、当該対象者が他人へ公開していない性的指向や性同一性等の秘密を第三者が暴露する行動)をする人物である旨の一方的な意見・論評を、これを基礎づける具体的な事実につき何ら指摘することなく、繰り返し表明した。これは、原告がアウティングによる加害行為を行うとの印象操作を行うもので、原告の社

会的評価を低下させ、かつ、これを強めるものである。

また、本件投稿15を除いた本件投稿Bグループに係る各記事において、本件投稿Aグループと同様、本件ブログのリンクがその表題が見える形で貼られており、同様に、原告が被告に対するデマや名誉毀損行為に執拗にこだわり続ける旨のレッテル貼りを繰り返すものである。

なお、原告が、実際にアウティングによる加害行為を行った事実はなく、意見論評の前提となる事実は存在しない。

(被告の主張)

本件投稿Bグループは、原告を当事者とする仮処分命令申立事件（東京地方裁判所令和元年(ヨ)第1584号仮処分命令申立事件）の決定においてアウティング加害情報の削除を命じられた原告に対し、アウティングを繰り返すことをやめるように意見を述べたものであって、原告の社会的評価を低下させるものではない。また、本件投稿Bグループに係る記事の内容は、意見ないし論評としての域を逸脱するものともいえないから、本件投稿Bグループは違法ではない。

(3) 原告の損害及びその額

(原告の主張)

被告の投稿による1回あたりの原告の損害は5万円であり、本件各投稿（76回）による損害合計は380万円である。

(被告の主張)

争う。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)（本件投稿Aグループが、原告の社会的評価を低下させる意見ないし論評の表明として、違法であるか。）について

(1) 本件投稿Aグループのうち、本件投稿1ないし7、9ないし11、21ないし23、25ないし46、61について

本件記事1ないし7、9ないし11、21ないし23、25ないし46、
61の内容は、表現の相違はあるものの、いずれも、原告が困難さを抱えて
いると考えている旨の被告の意見ないし論評をいうものと認められるが、
原告が何らかの困難さを抱えていること自体が、ただちに原告の社会的評
価と結びつくものとはいえない。また、上記各記事において、原告が抱えて
いる困難さの具体的な内容は記載されていないし、被告が上記のような意見
等を抱いた根拠についても、何度も長時間話したなどという以上には、具体
的に示されていない。そうすると、上記被告の意見ないし論評が表明された
ことで、原告の社会的評価が低下したとは認められない。

また、上記各記事には、いずれも「DMUと前田史門（宮城史門）氏らに
よるデマと名誉毀損について」の表示が見える形で、本件ブログのリンクが
貼られている。しかし、上記各記事において同ブログの内容や同ブログのリ
ンクが貼られている趣旨は示されておらず、また、上記各記事の本文と本件
ブログとの関係も明らかにされていないから、上記各記事において、被告が
原告に対してデマや名誉毀損行為に執拗にこだわり続ける旨の意見ないし
論評を表明されているとはいえない。

さらに、本件記事1には「自分を客観視できないって恐ろしい。」、本件
記事4には「客観視してみませんか。」との記載があり、これらは、原告が
自己を客観視できていない旨をいう被告の意見ないし論評をいうものとい
えるが、上記と同様に、原告の社会的評価と当然に結びつく内容とはいえない
し、本件記事1及び4において、その根拠について具体的に示されていな
いから、被告の上記意見ないし論評が表明されたことで、原告の社会的評価
が低下したとはいえない。

他に、本件記事1ないし7、9ないし11、21ないし23、25ないし
46、61において、原告の社会的評価を低下させるような内容の記載があ
るとは認められない。

そうすると、本件投稿1ないし7、9ないし11、21ないし23、25
ないし46、61が原告の社会的評価を低下させるとは認められない。

(2) 本件投稿Aグループのうち、本件投稿8、12、24について

本件記事8、12、24には、原告が何らかの困難を抱えている旨は何ら記載されておらず、これら記事がその旨の意見ないし論評をいうものとは認められない（なお、上記(1)に照らし、本件記事8、12、24が、それより前に投稿された本件投稿Aグループに係る各記事と併せ読まれたとしても、これによって原告の社会的評価が低下するとは認められない。）

また、上記各記事において、被告が原告に対してデマや名誉毀損行為に執拗にこだわり続ける旨の意見ないし論評を表明したとはいえないことは、上記(1)で述べたのと同様である。

他に本件記事8、12、24において、原告の社会的評価を低下させるような記載は見当たらないから、本件投稿8、12、24が原告の社会的評価を低下させるとは認められない。

(3) 上記のとおり、本件投稿Aグループが、原告の社会的評価を低下させるとは認められない。よって、本件投稿Aグループが、原告の名誉権を侵害し、違法であるとはいえない。

2 爭点(2)（本件投稿Bグループが、原告の社会的評価を低下させる意見ないし論評の表明として、違法であるか。）について

本件投稿Bグループに係る各記事は、表現の相違はあるものの、いずれも原告の行為がアウティングであり、第三者への加害行為に該当すると指摘した上で、こうした行為を繰り返すのをやめるべきであるとの被告の意見ないし論評をいうものと認められるが、その内容は専ら原告の行為ないし行動についての客観的評価を示すにとどまるものであって、原告の人格を非難等するものではないから、これが原告の社会的評価を低下させるとは認められない。

また、本件投稿15を除く本件投稿Bグループに係る各記事には、本件プロ

グの表題が示される等しているが、これによって、被告が原告に対してデマや名誉毀損行為に執拗にこだわり続ける旨の意見ないし論評を表明したとはいえないことは、上記1(1)で述べたのと同様である。

他に、本件投稿Bグループに係る各記事において、原告の社会的評価を低下させるような内容の記載があるとは認められない。

そうすると、本件投稿Bグループが、原告の名誉権を侵害し、違法であるとはいえない。

3 以上からすれば、争点(3)(原告の損害及びその額)について判断するまでもなく、原告の請求には理由がない。よって、主文のとおり判決する。

10

東京地方裁判所民事第31部

裁判官

保木泰治



これは正本である。

令和4年11月18日

東京地方裁判所民事第31部

裁判所書記官 池 島 憲 子

